



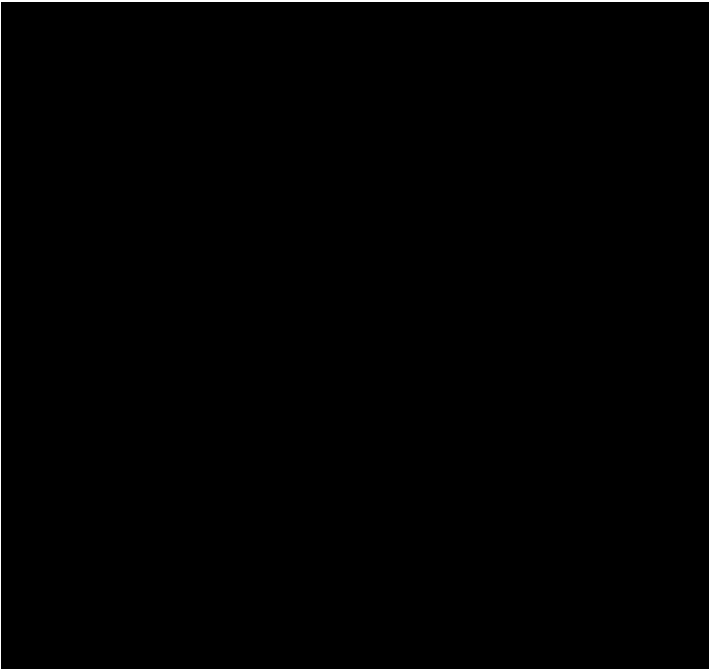
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人地方経済総合研究所

団体代表者 役職・氏名

代表理事 笠原 慶久

分類

新規団体

法人番号

1330005008335

団体コード

申請団体の住所

熊本県熊本市中央区紺屋今町1番23号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ、事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		任意		
申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト		
	事業名（副）			
	団体名	公益財団法人地方経済総合研究所	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	地域共創の流域治水や地下水涵養に関わる要素技術を活用しながらグリーンインフラの実装を進める過程で、サステナブルな農林水産業・観光、IoT、環境保全、小水力発電などの新しい価値観に基づく産業創生を行う。これらの産業は、作る側、使う側共に環境負荷を小さくする努力をする。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	「グリーンインフラ日本×伝統・歴史・文化」等のビジョンをきっかけ、流域治水の要素技術と地域の歴史文化を組み合わせた産業創成を進めることを各自治体に働きかけている。地域内経済循環を高め、流域治水と地域の歴史文化に関わる活動のシナジー効果を高めることを基本理念として活動を展開し、本事業を達成することを考えている。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	流域治水や地下水涵養に関わる専門的あるいは一般教養として必要な知識、スキルに関する教育により人材を育成し、豊かな暮らしが営まれ住み続けられる地域づくりを目指す。地域の企業や住民が関わる流域治水要素技術の開発などを行い、気候変動による豪雨によるダメージ低減や生活用の水源涵養の見通しが2030年をめどに整い、本格的な行動に移っていることを想定する。

13.気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	グリーンインフラの要素技術によって具体的な対策を実施し、清冽な水の確保と河川、森林、平地の生物多様性を保全し、それをすべての土台とする。熊本県の主要産業が一次産業や観光であり、地域資源として美しい風景、清流、生物多様性、温泉、日本遺産などの自然と風土の恵みは重要な資源であり、本事業で環境が維持され、あるいは再生することが重要なターゲットである
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地域共創によるグリーンインフラ実装の取り組みを、産学官と地域社会が一体のパートナーシップにより実施することで、すべての住民を包摂しながら、サステイナブルな社会を作る。持続可能な地域を実現するためには、様々なステークホルダーが協働し、しかも地域が受け身ではなく主体的に取り組むことが必要である。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	181/200字
公益財団法人地方経済総合研究所は、「地域経済社会の知恵袋であり続け、未来への扉を共創する」を経営理念として掲げている。人口減少と少子高齢化により地方経済の活力が減退する懸念がある中、熊本県を中心に地方の経済、産業、地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な提言、それに関わる事業を行うシンクタンクであり、地方経済の振興と健全な発展に寄与することを目的としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	191/200字
公益財団法人地方経済総合研究所は、地域の文化資本や自然資本、産業構造などの特性を加味し、深い洞察を通じた調査研究により産官学金の知を集積し、オール熊本的な視点で提言を行う公益法人である。産業構造の変革が見込まれる中、幅広い視野で調査・研究を充実させ、地方経済社会の振興に向けた提言活動を展開している。県内全ての地域が持続可能な社会を築くため、必要な事業を遂行するシンクタンクである。	

II.事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	熊本県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクトによる水害リスクの軽減、地下水資源の保全に資するグリーンインフラの実装を通じて、新たな地域価値を創造し、地域課題の解決と収益事業の両立を目指す事業者からなる実行団体					(人数)	5団体程度	
最終受益者	実行団体が活動することで、気候変動や社会基盤構造の変化による課題を解決し、最終受益者は安全で安心して住み続けられる豊かな環境を享受する地域住民である。中間受益者としては、地域のスタートアップ企業や若者が含まれ、彼らが残り集う地域の実現を目指す。事業の過程で、住民と企業が協力し、地域の持続可能な発展を促進することを想定している。					(人数)	熊本県民168万人 (ご参考：球磨川流域8万人、白川流域13.5万人、緑川流域54万人、菊池川流域21万人)	

事業概要	本事業は、ネイチャーポジティブによる自然災害へのレジリエンス強化と熊本の地域経済のダイナミックな活性化を両立させる革新的なソーシャルイノベーションの創出を目指す。球磨川流域で研究開発される最先端の流域治水技術（洪水防御機能と地下水涵養機能）によるグリーンインフラを社会実装し、これを核に新たな産業創出支援や第一次・伝統産業等の生産性向上を図り、地域の自然・文化資本をマネタイズすることで、潜在的な価値を最大限に引き出す。また、白川流域ではTSMC進出に伴う地下水涵養量の減少懸念に対し、流域治水の「水をゆっくり浸透させる」機能に着目し、半導体産業発展と地域の持続可能性を両立させる。革新的な水マネジメントモデルを構築する。緑川、菊池川等の流域でも展開し、グリーンインフラを通じた地域への提供価値の高度化により、産官学金、地域社会が一体となった「価値共創エコシステム」を形成する。本事業で、地域住民や中小企業等の多様な関係者の想像力と変革力を引き出し、相互の事業成長に貢献しあう関係性を築く。気候変動等の地球規模課題に流域におけるグリーンインフラ実装で応えつつ事業成長を目指す企業や、地域の企業、起業家を発掘し、水と暮らし、産業を結びつける新たなソーシャルビジネスモデルの創出を加速化させる。本事業は、流域総合水管理を推進する国内他流域に横展開可能なモデルとし、社会全体への波及効果を創出する。
596/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	997/1000字
人口減少、少子高齢化の進行が顕著な地域では、人的要因に加え経済的にも自然、文化等の地域資源の維持が困難になりつつある。さらに2020年7月豪雨で甚大な被害を受けた球磨川流域をはじめ、気候変動による自然災害からの復興は地方の大きな課題となっている。これらに備える従来型の治水は山地、農地、住宅地などの流域は治水の対象とせず、流域から河川に集まった雨水や土砂をダムや堤防や遊水地によって処理しようという手法である。一方、本事業で前提とする地域共創流域治水は、従来型のハード対策に加え、流域からの流出の抑制、氾濫流のコントロール、土地利用のマネジメントなどを流域のそれぞれの場所を対象とする。これらの取組みの自然が持つ洪水緩和機能については、地域の理解が少なく、その機能は自然が劣化するとともに失われてきている。これらの取組みは地域に暮らす人たちの協働なしでは成り立たない手法であり、連携先として公的な機関のみならず地域住民、企業の巻き込みが課題である。 加えて白川流域には、台湾の大手半導体メーカー「TSMC」を中心に半導体ビジネス関連企業が集積しており、「くまもとの宝」である「公共水」への依存度が増し、インパクトを与えている。土地需要、水需要の急増により、これまでの地下水涵養の取組みや条例等によるネガティブインパクトを軽減させる自治体施策だけでは、ウォーターニュートラルも達成は困難であることが懸念されている。 地域共創の流域治水によるグリーンインフラ実装を展開する上で、自然資源の維持や従来型の治水対策による限界が明確になっており、気候変動や急速な経済活動の影響を受ける中で、多様なステークホルダーの協力が欠かせない。本事業で目指す気候変動に起因する自然災害へのレジリエンスや水源の保全・涵養向上という社会課題の改善効果（インパクト）の実現は、ひと手間かけた山林の整備や農地の保全をはじめ、自然と向き合いながら振興するため短期的にはハードルが高く、長い時間軸で新たな技術の導入やビジネスモデルの変革を進め、事業創造に取り組む事業者の育成が課題である。流域治水によるグリーンインフラづくりという比較的新しい概念等は、自然の原理に基づき、ゆっくり水を流す国土、水を浸透させる国土に長期的な転換を目指すものであり、持続的な社会を構築するうえで生じる多種多様な課題解決に必要な不可欠である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	196/200字
2020年度より国が新たな施策として流域治水対策を開始、本事業で取組む地域共創流域治水はその要素技術が熊本県内で徐々に浸透している状況にある。現在、協力自治体数は3（人吉市、あさぎり町、多良木町）、要素技術の導入箇所数は2030年度までに雨庭を2030か所つくる取組などが始まっている。また、産学金協働によるグリーンインフラ普及に基づく「熊本ウォーターポジティブ・アクション」が始動している。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
地方経済総合研究所は、2021年度より熊本県立大学を代表機関とする産学官連携の地域共創型流域治水のJST事業に参画。本事業は2030年の球磨川流域を見据え、安全・安心な社会、流域治水技術開発、産業創生を目指し実践を図るもので肥後銀行と連携し、サステイナブルな産業創生を担当している。また、熊本ウォーターポジティブ・アクションにも参画し、持続可能な地域経済と自然環境保全を両立させる取組を支援している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
気候変動による災害、地域経済衰退、水資源の安定供給等、熊本が直面する複合課題は従来の資金や投資では解決困難である。休眠預金は、既存の枠にとらわれない産官学金・地域社会一体の価値共創エコシステム構築を可能にし、熊本ならではの新たなソーシャルビジネス創出とそのモデル構築、他流域への横展開を加速させる。本事業は持続可能な地域社会実現に不可欠な、革新的なレジリエンス強化モデルの確立につながる意義がある。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
【長期アウトカム】 熊本地域は、世界に先駆けた地域共創型グリーンインフラモデルを確立している。これは、雨庭等のグリーンインフラによる内水・外水氾濫の軽減だけでなく、緑を活用した水循環保全による地下水涵養、景観向上、森林保全といったネイチャーポジティブによる多面的な効果を中山間地域から開発地域まで享受することで実現する。このモデルは、地域社会、経済、環境が相互に好影響を与え合う「グリーンインパクト」を創出し、その効果を持続させる（事業終了後5年後以降）。 ◆水害に強く、持続可能な水資源に恵まれた安全・安心な地域（熊本地域の涵養ポテンシャルが向上し、自然災害リスクが大幅に軽減） ◆グリーンインフラを通じた、豊かさと恵みに満ちた暮らしが実現される地域（自然との共生が浸透し、地域の自然・文化資本が経済的価値を創出し、人々の生活の質が向上） ◆グリーンインフラを起点とした企業群により、新たな事業と雇用が生まれ、多様な人々が集い活力を生み出す地域（地域経済の活性化と雇用の創出が進み、多世代が活躍する持続的な地域） 【中期アウトカム】 熊本地域において、気候変動に伴う水災リスクの高まり、都市開発や工場進出に伴う田畑等の土地改変による地下水涵養量の減少などの懸念に対し、水循環の保全（ウォーターポジティブ）とそれを支える自然環境の再生・保全（ネイチャーポジティブ）を地域全体で推進することでグリーンインフラの実装による流域ごとの自立・分散型の社会が形成され、相互交流を基盤とした地域が形成されること（事業終了後2～5年後） ◆ネイチャーポジティブの仕組みにより生じる社会インパクトを可視化し、グリーンインフラの実装が各流域で促進される ◆流域ごとに自治体をはじめ企業や住民など地域のステークホルダーが、グリーンインフラ実装と産業創成のシナジー効果を楽しむ意識が醸成される ◆大学教育研究機関、行政、金融機関等が多様な政策分野で連携し、地域共創流域治水及び水源涵養を担う企業群を創出するエコシステムが構築されている

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群が組成されている。		①流域内で合意されたグリーンインフラの要素技術数 ②各種シンポジウム、勉強会等を通じた意識醸成やワークショップによりグリーンインフラづくりの機会を持つプラットフォーム数		①合意されたものはない ②2（雨庭パートナーシップ、森と木の未来を考える会準備会）			①5 合意され、協力関係が構築されている要素技術数 (目標達成時期：2029年3月) ②5 (目標達成時期：2029年3月)
対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群に参画する各事業者の本業への寄与がある。		①5業種程度のグリーンインフラ産業に属する事業者数 (想定される業種：「林業」、「農畜産業」、「焼酎等の食品製造業」、「建設業（造園業含む）」、「宿泊業」、「電力」等）		①0			①100事業者 5業種程度の合計 (目標達成時期：2029年3月)
対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による企業群に参画する地域内外の人材確保と育成		①流域内でグリーンインフラ実装に参画している人数 ②流域外からグリーンインフラ実装に参画している人数 ③参画する人の幸福度		①20 ②7 ③グリーンインフラの認知度が低い			①500人 ②200人 ③熊本県AKHを上回る（R3年度基準） (目標達成時期：2029年3月)
対象地域において、流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラが実装されている		①雨庭設置数 ②田んぼダム設置面積 ③再造林率 ④自然共生サイト数 ⑤地域材（放置竹林等）を活用したプロジェクト数		①16箇所 ②620ha ③40％（ヒアリングによる） ④1か所 ⑤0			①500箇所 ②1,000ha ③45％（ヒアリングによる） ④2か所 ⑤3プロジェクト (目標達成時期：2029年3月)

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による事業及び実行団体の自律的発展の基盤ができる。		①事業のブラッシュアップ ②地域課題解決型PPPによる新規事業開発 ③事業継続に向けた多様な資金調達		①ゼロ ②ゼロ ③ゼロ			①地域共創による事業開発が行われている ②公共サービス領域と連動する事業が適切に実施されている ③資金調達につながるガバナンス強化がなされている (目標達成時期：2029年3月)
流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装による事業及び実行団体の体制及びネットワークが構築できている。		①グリーンインフラ要素技術に基づいた事業を支える人材確保 ②取組に共感する企業、団体、住民等の裾野拡大		①ゼロ ②ゼロ			①社会イノベーションのためのデザイナーとしての役割を担う人材がいる団体数：5程度 ②ステークホルダー間で共通理解が進み、ネットワーク化されている (目標達成時期：2029年3月)
流域治水や地下水涵養につながるグリーンインフラ実装によるエコシステムの構築及び社会的インパクトマネジメントが定着している。		①流域において共創の枠組み構築につながる産学官民が参画するエコシステム構築 ②公的、私的、非営利的セクターを含む複数のステークホルダーや流域に利益をもたらし、地域経済において社会インパクトが評価される環境整備		①ゼロ ②ゼロ			①2（球磨川流域、白川流域） ②地域共創型グリーンインフラを実装する企業群を創出する他流域での予備エコシステムの構築 (目標達成時期：2029年3月)

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
公募実行団体が、企業群がグリーンインフラの実装を推進する体制を組成することで、水災害に強く、自然豊かな地域社会の実現に貢献する。具体的には、気候変動や土地改変による水害・地下水減少に対し、雨庭や田んぼダムなどのグリーンインフラを普及させ、健全な水循環を構築する。これにより、内水・外水氾濫を軽減し、地下水涵養を促進し、さらに流域の景観向上や生物多様性保全といった多面的な効果も生み出す。	2029年3月	193/200字
公募実行団体が、気候変動による水害と生物多様性喪失の課題解決へ、ネイチャーポジティブと地域経済の共創を推進する。TNFDを意識した大企業や中小企業との地域連携を通じ参画を促し、グリーンインフラ実装する企業群の人材を育成する。また平常時は生物多様性保全のための湿地管理を、大雨時には遊水地機能を発揮させ、地域社会のレジリエンスを強化し、多様な人材や企業が参画し、持続可能な地域づくりに貢献する。	2029年3月	196/200字
公募実行団体は地域主体で河川防災IoTを補完するシステムを展開し、行政主導の大河川監視に加え、地域住民とカメラシステムを活用し避難経路の道路や水路の氾濫状況など、きめ細かな情報を共有、地域主体の防災DXによるレジリエンス強化を支援する。また、農業・林業・福祉分野との連携で地域DXへと発展させ、さらに流域治水に繋がるグリーンインフラ実装を推進する企業群の組成を促す。	2029年3月	183/200字
公募実行団体は、ドローン等のDXによる適切な森林管理を推進。再造林率の低さは、水源涵養や土砂災害防止機能の低下を招き災害リスクを増大させている。効率的な現状把握で再造林や手入れを行い、持続可能な森づくりを進める。この活動により、森林の多面的機能回復を促し、災害に強い環境整備に貢献。ひいては流域治水に繋がるグリーンインフラ実装を促す企業群の組成を後押しし、地域レジリエンス強化と経済活性化に繋げる。	2029年3月	199/200字
公募実行団体は、地域資源循環とグリーンインフラで地域活性化を図る。竹と鶏糞で高品質肥料を生産し、作物の病気抑制や増収に貢献し、健全な水循環を支える農地環境を育む。さらに、農地の水路を活用した小水力発電により地域資源の有効活用とエネルギー自給を促進。流域米を原料とした米焼酎の製造は、流域治水や地下水涵養に繋がるグリーンインフラ実装を推進する企業群の組成を促し、持続可能な地域づくりに貢献する。	2029年3月	196/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
実行団体がビジョン・ミッション・バリューを確立する際、グリーンインフラによる流域治水・地下水涵養の重要性を深く理解してもらい、団体の独自性や強みを活かした役割を明確化。目指すべき将来像を具体的に描き、短期アウトカムに直接結びつく活動内容を設定、活動を支える共通の価値観を明確化し、自律的發展、体制・ネットワーク構築、エコシステム構築、社会的インパクトマネジメント定着への意識を醸成する伴走支援を実施。		200/200字
実行団体の人的基盤確立は、グリーンインフラ事業に必要な専門知識やスキルを特定し、研修や学習機会を提供。団体の組織内の役割分担と責任範囲を明確にし、効果的なチームビルディング構築を支援。また、多様な人材が参画できるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、パートナーシップ構築を支援し、ロジックモデルの組成、更新、各事業の評価基準の設定、社会的インパクト評価に携わる持続可能な人材育成と組織強化を支援。		200/200字
実行団体が資金調達を含む財政基盤を確立する際、グリーンインフラ事業の費用対効果や社会的インパクトを検討し、助成金、クラウドファンディング等、多様な資金源開拓を支援。流域治水や地下水涵養は長期的な視点での効果発現や多岐にわたる関係者の関与、維持管理などの特性があるため、実行団体の規模や事業にあわせたサステナブルローンやPPP等との組み合わせなど、持続可能な資金調達スキームにより事業継続を後押しする。		200/200字
実行団体がガバナンス（組織統治体制）を整備する際、各流域の自治体、企業群、住民など多様な関係者間の意思決定プロセスや役割分担の整理について支援。グリーンインフラ事業は自然条件による効果の不確実性、長期わたる維持管理など特有にリスクがあり、協働的な事業の進捗管理、評価、リスクマネジメント体制の整備を支援。これにより、熊本ならではのエコシステム形成、社会的インパクトマネジメント定着を支援。		194/200字
実行団体が評価実施をする際の評価目的や範囲を明確化し、流域治水や地下水涵養へのグリーンインフラ効果を測る適切な指標（例：涵養量、水質改善度）の設定をアカデミックと連携して支援。データ収集・分析手法をアドバイスし、事業開始前（セオリー評価）、期間中（プロセス評価）、終了後（インパクト評価）等の客観的な評価を促す。評価結果に基づく事業改善計画策定や、ステークホルダーへの報告の仕組み作りを支援。		197/200字
実行団体が多様な関係者への調査や普及啓発を行う際、グリーンインフラの多面的な効果を自治体、建設業者、造園業者等の企業、地域住民のグリーンインフラ実装における役割を理解できるように分かりやすい情報発信やワークショップを企画。関係者のニーズや意見を把握する効果的な調査手法を提案し、分析結果を事業に反映させるプロセスを支援。		160/200字
実行団体が「課題に共感する住民や団体をつなげるネットワーク活動」を行う際、グリーンインフラへの共感者の裾野を拡大し、主体的な課題意識を持つ層への効果的なアプローチ方法を助言、多様な関係者が連携を深める交流機会の企画・運営を支援。地域の住民や企業が直接コスト負担する機会が乏しかった分野であり、産業創成につなげるために「資金を出してもいい」という共感を醸成するプラットフォームを支援。		191/200字
実行団体が「自らの活動の社会的意義や成果等に関わる積極的な情報発信」を行う際、グリーンインフラの多面的な成果（涵養量、水質改善、防災効果など）を測定し、定量・定性データで示す方法等を熊本県立大学等のアカデミックと連携して助言。ターゲット層に応じた発信チャネル（ウェブサイト、SNS、メディア等）の選定と、魅力的なコンテンツ作成（事例、動画、テキスト等）を支援。		180/200字
実行団体が流域治水や地下水涵養に関する問題を可視化し、公的施策等の制度化を目指した提言活動を検討するにあたり、グリーンインフラ特有の課題（長期性、多分野横断など）に対応した独自の政策の整理や、グリーンインフラが解決策となるリサーチセンター等とデータ・エビデンス収集を支援。また、企業や住民が公共心を育むようなインセンティブ制度等を提案。		168/200字
実行団体が休眠預金等に係る資金を根に新たな民間資金の調達を行う際、本資金を呼び水として、民間企業からの協賛、クラウドファンディング、個人寄付など、多様な資金源との連携戦略を検討。事業の社会的インパクトを明確に伝え、投資価値を高めるための情報発信や、流域内外の企業向けの説明会開催を支援。		144/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業の成果やインパクトを発信するため、グリーンインフラによる治水・水循環効果の科学的根拠を熊本県立大学等と定量的に評価、新たな産業創出との連動性を明記したレポートを作成。自治体や流域内外の企業、住民等を対象に、ウェブ公開、関係機関配布、関係者向けシンポジウム・勉強会を定期開催し、共感と参画を促す。当研究所主催のスタディツアーや、月刊誌（熊本県内外1,300事業者向け）での情報発信を複数回実施。	199/200字
連携・対話戦略	本事業のエコシステム形成のため、多層的な連携・対話戦略を構築。ワークショップ等で、行政、企業、住民等、幅広い層の関心と理解を醸成。継続的対話として、関心層向けにプラットフォームを形成し、交流会や勉強会を通じて多様なセクターの連携を促進。さらにグリーンインフラ産業への参入を目指す事業者・住民を重点的に伴走支援し、事業化を支援。JANPIAとは、休眠預金事業の価値が広く認識されるよう積極的に協力する。	200/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	グリーンインフラが単なる環境対策ではなく、各流域の上流から下流まで森林・都市域・農業地域など多様な土地利用主体の連携による地域を活性化させる成長産業とするための支援モデルの構築を目指す。①資金の自律的調達は、定量的な成果（水質改善、防災効果等）を明確化、社会的インパクト投資等の対象とし、地域内外の企業や住民に対し地域貢献や事業化を支援。肥後銀行と連携し、専門的な知見提供やネットワークハブとして機能し、ローカルPPP案件等のフィーやビジネスマッチング等による収益モデルを確立。②事業・組織の自走化は、構築した実行団体の人的・組織的基盤強化を継続支援。③社会の諸課題解決は、地域住民や企業、行政を巻き込んだ多層的な連携・対話戦略により、エコシステムを構築。④流域治水と地下水涵養に関する科学的根拠を熊本県立大学等と連携して確立し、地域の計画や予算に組み込まれるよう働きかけ、財源確保と普及を目指す。	399/400字
実行団体	① 自立した担い手の育成と事業・組織の自走化は、実行団体に対し、目標設定、人的基盤・財政基盤の確立、ガバナンス整備、事業評価まで一貫した伴走支援を提供。事業の収益性向上策やローカルPPP/PFI案件形成等への道筋を示し、自ら活動を展開できる能力を育成。これにより、事業と組織の自走化を強力に推進。② 資金の自律的調達環境の整備は、グリーンインフラ事業の定量的成果を明確化し、社会的インパクト投資やESG投資の対象として訴求。③社会課題の自律的解決と公的施策化は、地域住民・企業・行政を巻き込む多層的な連携・対話戦略により、グリーンインフラに関する地域課題が自律的かつ持続的に解決されるエコシステムを構築。グリーンインフラの有効性を示す科学的根拠を確立し、公的施策としての制度化に向けた政策提言活動を強化。これにより、恒久的な財源確保と普及を目指し、地域主導の課題解決モデルを構築する。	392/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	781/800字
中間支援組織としての助成事業の実績はなし。 （ご参考） 地域中間支援者として本事業を実施する意義：地方経済総合研究所が地域中間支援者として休眠預金活用事業を実施する意義は極めて大きい。当研究所は、長年培った地域経済に関する知見と、産官学金連携の中核を担う実績を持つ。特に、肥後銀行との連携により、地域産業創生の具体的なソリューションを有しており、これは休眠預金が目指すソーシャルビジネスの「事業性」と「社会性」の両立に不可欠な強みである。熊本が直面する複合的な社会課題（災害激甚化、地域経済衰退、環境負荷増大等）は、従来の公的資金や単一セクターでは解決困難である。当研究所が地域中間支援者となることで、休眠預金の特性を活かし、行政、大学、金融機関、地域住民、そして企業が一体となる「価値共創エコシステム」を構築・促進できる。これにより、従来の枠組みに囚われない革新的なソーシャルビジネスの創出を加速化させ、その事業化を強力に支援することが可能となる。 また、当研究所がこれまで取り組んできた農業、観光など流域における地域中間支援者としての機能を融合し、多様な関係者が連携し、対話が発生することによる共創の場が形成され、複合的にイノベーションが起こる環境が整いつつある。今後、地域のインテグレーター機能を担い、グリーンインパクト創出に貢献する企業群が地域で実装されるグリーンインフラの要素技術をベースに地域の潜在価値である産業を興す支援へと先進化させていくことで、「地域が変わる」好循環を創出する。 【要素技術ごとのプラットフォーム組成事例】 ①「雨庭」：雨庭パートナーズ、②「森林管理」：球磨川流域の森と木の未来を考える会準備会、③「観光」：緑の流域治水スタディツアー、④「農業」：農山漁村イノベーション熊本SC、⑤「環境」：地域循環共生圏プラットフォーム 等	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	781/800字
（１）JST「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」（～2030年度）：日本科学技術振興機構のCOI-NEXT地域共創拠点・本格型「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会（地域共創流域治水）」プロジェクトで、大水害に見舞われた球磨川流域の10年後を見据え、災害後においても持続的な地域を構築するための中心的な解決策として「緑の流域治水」を取り上げ、代表機関（熊本県立大学）、幹事自治体（熊本県）、幹事企業（肥後銀行）という体制で産学官の地域共創拠点を形成し、水害後の持続的な地域への復興という課題に対してその解決を図るもの。 （２）環境省「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」（～2026年度）：同事業では、当研究所が中間支援主体として活動することで、当研究所のビジョンである「地域課題を解決し、豊かで持続可能な地域社会を実現するための情報・ソリューションを提供し続ける知恵袋」としての役割を実践する。球磨川流域の地域商社「あさぎり商社㈱」を伴走支援。 （３）中小企業庁「令和6年度地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業（地域実証事業）」：本事業では、社会課題解決と経済成長の両立を目指す地域企業が必要な経営資源を獲得し持続的な成長を遂げることができるようエコシステムが構築されるよう、肥後銀行、熊本県立大学等のアカデミック、ローカル・ゼブラ企業、域内外企業等と連携して、社会的インパクトを活用しながら地域課題解決事業に取り組む先行事例を創出。 （４）熊本市「熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務」：熊本連携中枢都市圏の市町村等と連携してSDGsの普及啓発に取り組むとともに、圏域内の「熊本県SDGs登録制度」の登録企業等同士や企業等と自治体、自治体同士が交流できるプラットフォームを運営し、地域課題の解決を支援。	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体程度	
(2)実行団体のイメージ	本事業においては、地域共創流域治水による気候変動に起因する自然災害へのレジリエンスや水源の保全・涵養向上という社会課題の改善効果（インパクト）の実現は、ひと手間かけた山林の整備など自然と向き合いながら振興するため短期的にはハードルが高い。このため、長い時間軸で自社の事業上の価値向上とも不可分であるとの認識に立って、新たな技術の導入やビジネスモデルの変革を進め、事業の創造に取り組む事業者	194/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体当たり、30,000千円以内。白川流域で60,000千円を想定。 60,000千円とする理由：人口集積がある白川流域では近年、大規模な都市開発や工場進出に伴う田畑等の土地改変による地下水涵養量の減少や水災リスクの高まりなどが懸念されており、水循環の保全（ウォーターポジティブ）とそれを支える自然環境の再生・保全（ネイチャーポジティブ）を広範囲な地域で推進することが想定されるため。	195/200字
(4)案件発掘の工夫	本事業では、流域治水や水源涵養に資する地域共創型IoTを開発し成長を目指す若手研究者、地域の伝統価値を活かしたビジネスモデルの再展開を図る企業などの中小企業、特定の地域やニッチな市場が抱える課題・ニーズに着目し持続的な成長を見込む地域発の創業企業等々、多様な主体を想定している。丁寧な公募の周知（地方経済総合研究所の広報媒体を活用した事前告知、公募）、大学等と連携した説明会開催を複数回実施する。	198/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部5名、外部2名 ・マネジメント体制・・・事業統括部門長（事業統括兼PO主担）1名（ ）※ ・経理体制・・・経理主担1名（ ）、補佐1名（ ） ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価）1名（ ）、PO副担（実行団体の伴走支援、精算）1名（ ） ・評価体制・・・評価主担1名（ ）、公募一般市民（市民活動等の実践者）計2名 専門家 氏、計1名 ※マネジメント体制の事業統括部門長はPO主担も兼任 ※経理は、公的資金団体経理2年程度の経験を有する者を想定。 ※評価体制の2名、専門家1名は現時点での想定。					327/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内 職			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	3	新規採用人数 (予定も含む)	0	名		
		既存PO人数	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	公益財団法人業務との兼業想定。 (本事業30%：公益事業70%)、 (本事業75%：公益事業25%)、 (本事業20%：公益事業80%)
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	地方経済総合研究所は、「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」及び「競争的資金等の取扱いに関する規程」を開示している。 また、公的研究費に係る公認会計士による外部監査を毎年受けて、理事会にて報告している。					102/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

1

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01	～ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト		
	団体名	公益財団法人地方経済総合研究所		

		助成金
事業費		158,815,893
	実行団体への助成	135,000,000
	管理的経費	23,815,893
プログラムオフィサー関連経費		23,016,480
評価関連経費		12,560,000
	資金分配団体用	6,210,000
	実行団体用	6,350,000
合計		194,392,373

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	6,329,413	52,028,826	51,728,827	48,728,827	158,815,893
実行団体への助成	3,000,000	45,000,000	45,000,000	42,000,000	135,000,000
－					
管理的経費	3,329,413	7,028,826	6,728,827	6,728,827	23,815,893

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,966,640	6,683,280	6,683,280	6,683,280	23,016,480
プログラム・オフィサー人件費等	2,456,640	4,913,280	4,913,280	4,913,280	17,196,480
その他経費	510,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	5,820,000

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	520,000	3,770,000	3,410,000	4,860,000	12,560,000
資金分配団体用	170,000	1,770,000	1,410,000	2,860,000	6,210,000
実行団体用	350,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,350,000

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	9,816,053	62,482,106	61,822,107	60,272,107	194,392,373

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	500,000	99.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人地方経済総合研究所		
郵便番号	860-0012		
都道府県	熊本県		
市区町村	熊本市中央区		
番地等	紺屋今町1番23号		
電話番号	096-326-8625		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.reri.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/chihosoken/	
設立年月日	平成元(1989)年4月3日		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カサハラ ヨシヒサ
	氏名	笠原 慶久
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ナカモト シュウジ
	氏名	中本 秀二
	役職	常務理事

(3)役員

役員数 [人]	21
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	8
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	19
常勤職員・従業員数 [人]	18
有給 [人]	18
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	939
団体正会員 [団体数]	939
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一	
決済責任者 氏名／勤務形態		
通帳管理者 氏名／勤務形態		
経理担当者 氏名／勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	「地域共創グリーンインパクト」加速化プロジェクト
団体名：	公益財団法人地方経済総合研究所
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第17条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第18条 1	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第18条 2	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第18条 3	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第16条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条 1、2、3	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第19条 2	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条 3	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第25条 6	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条 1、2	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条、第32条 3	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第32条 3	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第7条 1、第8条 1、第31条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条 1、2	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第25条 全項	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第26条 1、2	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等の報酬並びに費用に関する規定 定款	第2条 4 第14条、第29条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員等の報酬並びに費用に関する規定	第3条、第4条、第5条、第6条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	就業規則	第7条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	就業規則	第12条 全項
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第13条、第14条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	定款	第7条 2、第8条 3
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	全項
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	競争的資金等の取扱いに関する規程	第2章
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款 競争的資金等の取扱いに関する規程	第19条、第34条 第2章
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	競争的資金等の取扱いに関する規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	公的研究費等の不正防止に関する基本方針 競争的資金等の取扱いに関する規程	2 第2章
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	内規	第9条
(2)職制		公募申請時に提出	内規	第10条
(3)職責		公募申請時に提出	内規	第6条、第7条、第8条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	職務権限規定	全項
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第4条、第5条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第18条2
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第6条～第14条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	職務権限規定	別表
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	会計処理規定	第11条
(3)保存期間		公募申請時に提出	会計処理規定	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規定	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規定	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規定	第5条、第6条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規定	第7条、第8条、第9条、第10条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規定	第18条、第19条
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規定	第12条、第13条、第14条、第15条、第16条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第8条